

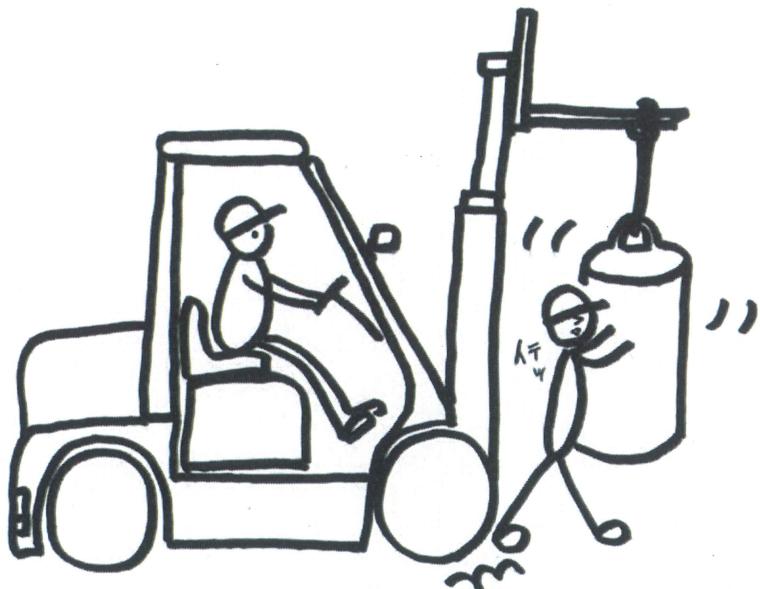
皆様に、最新の労働災害情報をおとどけしています！

災害発生情報 No.92

2016.10.20
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報を届けています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

業種	建設業	経験	24年	年齢	43歳	男女	男性
発生月	――――――	発生時刻	――――――	17時30分	――――――	――――――	――――――
発生状況	会社敷地内において、フォークリフトのフォークに吊り具を掛け、トラックに荷の積み込み作業をしていた。吊り荷の振れを防止していた被災者が、フォークリフトの前輪に足を接触させ、打撲した。						
負傷の程度／部位	左足踵			休業見込	7日		



◆ 再発防止のアドバイス

労働安全衛生規則第151条の14では、フォークリフトを含む車両系荷役運搬機械の用途外使用を禁止し、荷のつり上げ・労働者の昇降を禁止事項として例示しています。

また、同規則第164条では、ドラグショベルやパワーショベル等の車両系建設機械の用途外使用を禁止し、フォークリフトと同様に、荷のつり上げや労働者の昇降等を禁止しています。

皆様の会社では、フォークリフトの爪や、バックホーの爪で荷のつり上げを行っていないでしょうか。

◆ コメント ◆ フォークリフトの爪で荷を吊り上げる場合、フォークを高く上昇させ、その下に荷を吊り下げるため、フォークリフトの安定度が低下し、路面の凹凸や荷の振れにより車体が転倒する危険性が高くなります。また、フォークリフトやドラグショベルの爪には、クレーンのような外れ止めがなく、荷の落下による運転者や周辺の労働者が負傷する危険性も高まります。

作業場所に移動式クレーンや天井クレーンがある場合は、クレーンを使用すべきです。どうしても作業場所や作業内容の都合上、フォークリフトやドラグショベルで荷の吊り上げが必要となる場合も、専用のアタッチメントが必要となります。また、ドラグショベルで荷の吊り上げ作業を行う際は、必ずクレーンモードに切り替え、クレーン仕様での機能が作動するようにしてください。なお、今回事故のあった会社様では、法定されている作業計画（安衛則第151条の3）を策定されていましたが、皆様の会社ではいかがでしょうか。

【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、隨時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。